

## 平成27年度管財人等協議会協議結果

神戸地方裁判所

### 第1 協議問題

#### 1 破産法に定められた各制度の利用状況について

次の各制度は、どのように利用されているか。また、利用件数、利用される典型例及び利用後の経過（例えば、否認の請求後に決定や決定に対する異議の訴えに至ったか等）についても情報開示をお願いしたい。

否認権を行使する訴え及び否認請求については、実務上参考となる紛争類型に関するものや有用な争点に対する判断がされた判決又は決定及び和解等により判決又は決定に至らない案件を含めて、事案及び相談等の概要を御紹介いただきたい。

- (1) 否認権を行使する訴え及び否認請求
- (2) 担保権消滅制度
- (3) 査定申立て
- (4) 役員責任査定

(出題趣旨)

前記各制度がどのように利用されているのか、利用状況に変化があるのか並びに否認権を行使する訴え及び否認請求については、実務上有用な争点に対して判断が示されている場合、それを共有することが有益であると考え提出した。

(弁護士会)

(裁判所・本庁)

平成27年の各件数は以下のとおり（否認権を行使する訴え及び査定申立てについては概数である。）。

- (1) 否認権を行使する訴え 1件

否認の請求申立て 6 件

取下げ 4 件（うち手続外で和解 2 件）

認容決定 2 件（異議の訴えはなかった。）

係属中 0 件

(2) 担保権消滅制度 0 件

(3) 債権査定申立て 0 件

決定 0 件 係属中 0 件

(4) 役員責任査定 0 件

（裁判所・尼崎支部）

平成 27 年度に係属した事件については、次のとおりである。

(1) 否認の請求申立て 2 件（未済）

なお、平成 27 年の事件ではないが、否認請求（認容）→否認訴訟（認容）→控訴審に係属中という事件が 1 件ある（詐害行為否認 破産者の支払不能後に、破産者の親族に支払われた金員を否認するもの。）。

(2) 債権査定申立て 1 件（既済）

（裁判所・姫路支部）

平成 27 年度に係属した事件については、次のとおりである。

(1) 否認権行使の訴え 1 件（未済）

否認の請求申立て 2 件（既済）

(2) 担保権消滅制度 0 件

(3) 債権査定申立て 2 件（1 件未済，1 件既済）

(4) 役員責任査定 0 件

（裁判所・伊丹支部，明石支部）

(1) ないし(4)とも事例なし

## 2 法人破産における申立人と破産管財人との連携と役割分担について

法人破産においては、破産手続開始決定後に解散事業年度の税務申告を行い、還付金を破産財団に組み入れるべき事案が時々あり、その前提として会計帳簿の確保が必要となる。また、売掛金などの債権が回収未了の場合、請求書などの資料の確保も必要となる。

もっとも、破産申立書には、それらの資料の一部を添付することで足りるため、破産申立書に添付する必要のない資料が廃棄されてしまっていた事例も少なからずある。

そこで、(破産申立書には添付しないとしても) 確保が必要と思われる資料を類型化するなどして、(例えば、税務申告書であれば、破産申立書に添付する直近の2期分だけでなく、税額の更正請求期間が5年とされていること(国税通則法23条)を踏まえて直近5期分まで確保するように求めるなど)、その情報を裁判所と弁護士の間で共有しておくことが相当ではないか、またその方法について協議したい。

(弁護士会)

(出題者)

担当した事件で、直近年度の税務申告書すら廃棄されていたという事案を経験したことがあったので、申立時には一般的な基準があればいいかと思い出題した。

(裁判所・尼崎支部)

尼崎支部では年に2回、弁護士会阪神支部との間で、合同で研修会を開催している。平成27年度は、そのうちの1回を「破産管財事件に関する申立代理人と破産管財人の役割分担」ということで開催した。裁判所側の問題意識は2点あり、1点は申立代理人が受任してから破産申立てまでに時間を要して、その間に破産会社の財産が劣化、散逸していたり、労働者が不利益を受ける点、2点目は、申立代理人による引継資料の準備、あるいは確保が十分でないため、管財業務に支障を来す点である。

研修会当日は弁護士会の出席者が30人、裁判所の出席者が6人であった。

管財業務の経験が豊富な弁護士4人に、破産申立てまでに申立代理人に期待される役割に関して、①迅速な申立てのために必要な事務と不必要な事務の仕分け、②受任から申立前の債務者の財産の保全及び確認、③事業用賃借物件の明渡し、④従業員の雇用関係の処理、という四つのテーマについて、それぞれ留意点について説明してもらい、質疑応答を含め2時間かけて意見交換した。

(協議員)

本研修会は、チューターとして豊富な管財人経験を持つ4人の弁護士が担当して、受任から申立てまで、事業用賃借物件の明渡し、従業員労働者関係、債務者の財産の調査や換価に向けてという、大きく4分類に分けて説明した後、出席者から質問をもらった。具体的に実務的な話をする形で、講師としても非常に有意義だったし管財人をあまり経験していない出席者にも注意喚起できて良かったのではないかと考えている。

(協議員)

私は講師ではなく出席者として受講した。法人破産の受任から申立てまでが

遅いという問題点に関しては、大体受任から3か月以内という目安が、講師からあった。

(裁判所・姫路支部、伊丹支部、明石支部)

税務申告に関しては、従前から申立代理人と管財人の中でのやり取りに委ねていて、裁判所から特別な指示は行っていない。

(裁判所・本庁)

本庁では、裁判所に提出していただく疎明資料、それから管財人へ必ず引き継いでいただく引継資料の一覧表と、引継資料目録の書式を用意して、基本的にはそれを使って引継ぎをしていただいているが、この書式が各支部との間で必ずしも統一されていない。今回の御提案を踏まえて、申立代理人から管財人への引継資料を準備する段階で注意を促していただくための、何らかの書式、あるいは引継書の改訂作業を今後弁護士会とも協力して行っていくのが、有益ではないかと考えている。

### 3 所有権留保の自動車の換価について

信販会社と契約上は所有権留保契約があるのに、普通自動車の自動車登録の所有者欄が信販会社ではなく自動車販売会社となっている場合がある。この場合、信販会社は、自らの所有者としての登録がないので、所有権留保を管財人に対抗できず、別除権者とはならないといわれている（最判平成22年6月4日民集64巻4号1107頁）。

このような普通自動車について、

- (1) 破産手続開始決定時に、申立人の元に普通自動車が残っている場合、管財人としては、所有者として登録されている販売会社の協力を得られない限り普通自動車を売却して名義変更することが事実上できないので、現実的には、信販会社との間で和解的な解決を図ることが多いと思われる。どのような内容の和解が多いのかについて、情報交換を行いたい。
- (2) 破産手続開始決定時には、引上げが完了し、申立人の元に普通自動車が残っていない場合、管財人としては、否認権行使を検討することになる。しかしながら、ローンの形態も様々である上に、前記最高裁判決が出た後に、約款改訂等の新たな事態も生じているようであり、管財人としては、否認権の行使ができるのか悩む事例も多い。そこで、管財人として、どのように対応しているか、またどのような対応を取るべきかについて、情報交換及び意見交換を行いたい。

(弁護士会)

(出題者)

本件は平成22年の最高裁判例後に実務的に行われているところだが、事実上信販会社の協力を得なければ換価できないという事態が生じている時に、どのような取扱い、具体的には信販会社との和解をしているのか、ということについて情報交換したく提案した。私の経験を申し上げると、結論としては信

販会社2対財団8で車両代金を分けて和解したというケースがあった。これが相場観として正しいのか確認したい。

(協議員)

信販会社がA社で、販売会社がB社という事例だったが、最高裁判例を指摘して、引上げに応じられないという話をする、先方も知識を持っていて、1割の手数料を取るという話が出た。そこで、その手数料の件について情報の提供を求めると、法曹時報の一部が送られてきて、根拠資料の提示があった。その後、A社が窓口となって協議して、販売代金の1割を管財人からA社に入金する期日を決めると、名義変更資料、合意書のひな形など全て先方が用意して、それに基づいて手続をとった。

なお、この事例は、譲渡構成が取られていたケースである。

(司会者)

最近、契約書を変えて、いわゆる代位構成での主張をされるケースも結構増えているようだが、そういうケースはないか。

(協議員)

所有権留保が付いているものがあって、販売会社がC社で、信販会社がD社という案件だった。まだ引上げはされていない状況で、この判例があるから対抗できない旨主張したが、D社から、この判例の事案と違う保証の契約であると回答があった。保証契約上の保証を履行しただけであるので、法定代位で留保所有権が当然に移転している。だから対抗要件を備える必要がない、という主張がD社から出された。一応、契約書も確認したところ、確かにそのような契約内容にはなっているので、理屈としては通っているようだったが、D社の方から和解はしたいという提案があって、最終的には、査定額の75%を支払ってもらった。ただ、法的理論としてはD社の主張が正しいと思った。

(協議員)

設題(2)該当事案だが、D社で、開始決定の時点で引上げが完了しており、書記官の引継メモで、否認権の検討要ということで、D社に請求書を送付したところ、先ほどと同じようなことを言われて支払を拒絶された。さらに、E地

裁での放棄調書と訴状が送付されてきたので検討したが、D社に分があると思います、裁判所と相談の上、否認権の請求をしないことになった事例があった。

(裁判所・本庁)

設題(1)について、信販会社は管財人に対し所有権留保を対抗できないことを前提として信販会社と交渉を行い、最終的には、名義変更、換価する場合に掛かる時間や費用との関係から、信販会社に売却を依頼し、売却代金のうち2割又は1割程度を信販会社に支払うという和解的な解決の例が多いのではないかと。

設題(2)について、平成22年6月4日最高裁第二小法廷判決を受けて、その後、多くの信販会社は、信販会社を自動車の所有者とする登録を行うように運用を変えているように思われる。しかし、信販会社の中には、契約書の条項を変更した上で、新しい契約は前記最高裁判決の射程外であると主張したり、法定代位の構成を主張するところもある。この主張の参考となる文献としては、慶応義塾大学田高寛貴教授執筆の金融法務事情1950号48ページ「多当事者間契約による自動車の所有権留保―最二小判平成22年6月4日の評価と射程」がある。

信販会社が、法定代位に基づく主張をしてきた場合に、どのような判断をすべきか、というのは、裁判官によっても、また弁護士によっても判断が分かれているところかと思われるため、最終的には上級審の判断によるところになると思われる。ただ実際にそのような事件が来た場合においても、前記最高裁判決以前に契約がされている場合には、信販会社による別除権の主張は認められない場合がほとんどではないかと思われる。前記最高裁判決後に契約がされている場合には、信販会社と交渉をしていただき、その中で、主張の法律構成を確認するとともに、自動車の販売会社、信販会社及び破産者の契約書を入手して条項を検討した上、適宜裁判官との間で進行について協議していただきたい。

(裁判所・尼崎支部)

破産者が自動車を保管していたので、管財人が自動車2台を処分して、そ

の際に売却代金の10%を信販会社に支払って和解をしたという事案があった。  
(裁判所・姫路支部)

基本的に対抗要件を備えていない場合は、全額回収を原則として費用対効果を考慮の上、ある程度の金額で和解している。信販会社が、民法の法定代位により留保所有者の地位を承継したと主張するケースもあるが、契約の内容については慎重に検討してもらうことが前提となる。最高裁の判断が出ていない段階であるので、基本的に対抗要件を備えていないのであれば、否認権行使を前提に信販会社と交渉に当たってもらっている。

(裁判所・伊丹支部)

D社のような事例はない。平成22年の最高裁判決が妥当する事案が、今年度1年間で五、六件ほどあったと記憶している。基本的な考え方としては、対抗要件のない案件は100%回収をする。ただ、実際上は、100万円前後のものは、おおむね7%から10%を信販会社の方に渡して、残りは財団に組み入れる解決をしている。

(裁判所・明石支部)

破産事件を担当している私自身の見解であるが、一般論は本庁と全く同じ見解である。具体例としては2事例あった。いずれも法定代位構成であるということが契約書上明らかであった事案で、管財人から、先ほどのE地裁の放棄調書も資料として出してもらって、管財人もD社の主張を認める意見であったので、裁判所も否認請求しないこととし処理した。もし、別除権が認められない事案であれば、全額返還を前提にして、管財人と相手方とで交渉してもらうところが基本になると思っている。あとは、管財人から具体的な事情を説明してもらい柔軟な対応をしたいと考えている。それから最後に、どちらとも判断がつかないような事例があれば、その時は裁判所に相談してもらって、方針について決めていくようにしたい。

(協議員)

申立代理人として同じような事態にあった時にどういう対応をとるべきか。

(協議員)

事案の違いにもよるが、物がこちら側にあると交渉力が生まれて、何割かでも取ることができる点を考えると、申立段階では引き渡さないというのが妥当である。

(協議員)

同時廃止事件で、評価が20万円以下である車両の引渡しをクレジット会社から求められた場合はどうすればよいか。

(協議員)

同時廃止事件で評価20万円以下の車両を引き上げられてしまって、申し立てた後に裁判所から指摘を受けた。その時は、20万円以下だから持っても拡張の範囲であり、結論としては変わらないから、特に不問に付す話で通った事案があった。

(協議員)

いわゆるS管財で進める時に、申立代理人の方で、できるだけやるべきことは全部やって、管財人の業務を少なくして、予納金を少なくする方針との関係ではどうなのか。

(協議員)

もし申立代理人だとして、クレジット会社が対抗要件を備えているのであれば引上げはやむを得ないと考える。ただ、軽自動車は注意を要する。軽自動車は車検証での対抗要件関係がないので、契約書を見て占有改定で引渡しが行われているということになるので、軽自動車の方がほぼ対抗要件を満たしている。だから軽自動車の場合は申立代理人の方でも、ある程度引き渡してしまってもやむを得ないことが多い。普通車の場合で車検証上の所有者の欄と債権者が違う場合に、だいたい20万円を超えてくるような車であれば引き渡さずに管財人に委ねる。

(裁判所・本庁)

あくまで個人的な意見だが、まずは車検証の記載を確認し、もし債権者と所有者の記載が違っているというような場合であれば、引き上げられた場合に、将来的に否認請求が問題となる可能性があるので、それを念頭に置いて例えば

契約書を入手して管財人に引き継ぐなどの対応をとるのがよいと考える。

#### 4 説明義務違反を理由とする免責不許可について

破産に至る経緯や財産の費消に関する破産者の説明が虚偽であると思われる事案で、「説明義務違反」（法252条1項8号）として管財人において不許可相当意見を出した例，裁判所として免責不許可とした例について，不許可事由の有無，内容を調査する際の管財人としての注意点，判断の際の裁判所の着目点について御教示いただきたい。また，各管財人の調査の際の工夫についても意見交換を行いたい。

（出題趣旨）

破産者の説明があいまいで，かつそれを裏付ける客観的資料が乏しい場合でもどの程度の事情をもって「説明義務違反」（法252条1項8号）に該当するとすべきか判断に迷う事案が少なくない。特に，破産者の説明が虚偽と思われる事案であっても，虚偽であることを客観的に裏付けられる資料・事情が存在するケースは多くはない。また，かかる場合，調査方法としては破産者本人，申立代理人等からの面談による聴取のほか，弁護士会照会（弁護士法23条の2），審尋手続（法271条），調査嘱託（法13条，民訴186条）等の活用といった方法が考えられる。

そこで，過去に「説明義務違反」に該当すると判断した事例でどのような事情を根拠としたのか，また，その際に採られた調査方法，工夫事例について意見交換を行いたく出題した。

（弁護士会）

（協議員）

昨年度も，免責不許可事例の有無，内容が協議事項とされていたが，具体的な調査方法や工夫，どの程度の事情があれば説明義務違反ありとして免責不許可意見に踏み切るのか等にまで掘り下げた内容ではなかったように思う。

また免責調査に際しては、管財人が破産者自身と面談して聴取することが考えられるが、そのほかの調査方法としてどういった方法が採られているのか、特に調査囑託活用については、破産裁判所の基本的な考え方が知りたい。

出題者の経験した事例では、法廷での尋問形式を利用した審尋手続を行い、申立時から変遷する内容を時系列に沿って指摘し、矛盾点を積み上げて説明義務違反として、その後免責不許可となり即時抗告後も覆らず確定した。もっとも間接事実の積み上げをもって説明義務違反ありとする点については、裁判体によっても判断が分かれ得るようにも思われる。可能であればこれらの点について破産裁判所の見解や他の管財人の意見を聞いてみたい。

出題者の事例は8号ということで、裁判所への説明義務違反を挙げているが、これはあまり数として多くないと思うので、9号、11号などの管財人に対する説明義務違反も含めて発言されたい。

(協議員)

虚偽の説明をしないと財産隠匿はできないので、私の事案では必ず説明義務違反と財産隠匿をペアにして免責不許可意見を書いている。

説明義務違反あるいは財産隠匿を明らかにする方法として、証券会社や金融機関から送付されるダイレクトメールをもとに現在における取引の有無、あるいは直近過去何年間における取引の有無の照会状を送ることがある。取り寄せた過去の履歴から隠滅された金の流れを把握するのである。

ただ、説明義務違反と財産隠匿行為で免責不許可相当と書いても、被害弁済していれば反省していることになり裁量免責になってしまうことがある。だから、説明義務違反だけで不許可にできるのか疑問がある。裁判所の判断の基準も伺いたい。

(裁判所・尼崎支部)

ここ数年、当庁では、説明義務違反を理由とした免責不許可事例はないと聞いている。財産隠匿で免責不許可になる事案では、裁判所で説明義務違反の議論をすることはないと思う。仮に説明義務違反が認定できた場合には、説明義務違反をした動機、管財業務に与えた支障、財産隠匿の可能性、発覚後の破

産者の行動などを考えて裁量免責の判断をすることになるように思う。

(裁判所・姫路支部)

姫路支部では、平成27年度の免責不許可決定は4件あり、うち説明義務違反を理由としたものは2件あった。

うち1件は、勤務先から1700万円を横領して交際相手に送金した案件であり、もともと浪費があったようである。横領した金銭の使途や交際相手への送金の経緯等について、明確な説明を管財人にしなかったために、浪費と説明義務違反で免責不許可になった。

もう1件は、第2回以降の債権者集会に出席もしなくなって、管財人からの面談要請も全部拒否するようになり、調査に一切応じなくなった。さらに、元妻や子供らの関連する所有物の撤去に関して、元妻や子供らに対して、管財人からの連絡や求めに応じないように、という指示を出していたことが後で分かり、説明義務違反と管財人の業務妨害ということで免責不許可になった。

いずれも免責審尋は行わず、記録と管財人の意見から免責不許可決定の判断がされている。

(裁判所・伊丹支部)

昨年度1件だけ説明義務違反で管財人から不許可意見が出されたものがあり、結論としては免責許可にした。内容は、収入について二度説明を怠ったというより虚偽説明をしていたと言ってもよいような事案であった。一つ目の説明義務違反は、開始決定前からしていたアルバイトの収入について、管財人に説明をしていなかったものである。この破産者は射幸、浪費があったので、破産者の生活状況を考えたうえで幾らか財団に組み入れさせた。それについては、反省文も出させた。二つ目の説明義務違反は、特定の債権者との間で、業務委託契約を結んで開始決定前から、その債権者所有の建物について運営管理を建築士としてアドバイスをしていたということが分かった。業務報酬については、債務と相殺する形で、現実には破産者は金を得ていないので説明をする必要はないと思っていたとのことであった。これについては、否認を問題にして、支払不能から開始決定までの分について否認の交渉をして、40万円ほどの組入

れを当該債権者にさせた。財団全体としては350万円ほど形成され、負債は億単位という事案なので、財団全体に与えた影響は大きくなく、破産者も反省したことから、結論的には免責を許可した。

個人の考えとしては、直接的に不許可事由に当たるものが説明義務違反だけの場合、破産者が反省をして真実を明らかにするというような態度を示し、あまり経済的な影響が大きくなければ、救う方向で見てもいいのかと思う。

(裁判所・本庁)

昨年本庁で説明義務違反(8号)を理由に免責不許可としたが、高裁で前提とした事実認定に誤りがあるとして取り消された例が1件ある。これは1,500万円の借入について金銭消費貸借契約証書があるにもかかわらず、借入れを否定する説明をしたこと、また、自分の職業を隠していたことで虚偽説明との認定をして、当庁では免責不許可にしたものであるが、高裁では、契約書があっても借りていないという説明が不自然でない、職業を隠していたのは虚偽説明であるが、その程度では免責不許可相当とは言えないということで裁量免責になった。

次に、負債内容や銀行口座を実際誰が管理していたのかよく覚えていないという説明が極めて不自然であるということで、管財人の方から破産法252条1項11号、40条1項1号での説明義務違反で、不相当意見が出ていたが、最終的に、一部虚偽説明はあるが、負債額(債権者2者で、100万円程度で異時廃止事案)、説明内容等の悪質性の程度を考慮して、裁量免責とした事例があった。また、財産隠匿と説明義務違反での不相当意見が出たが、裁判所の方では審尋の結果、説明の信用性を否定することまではできないとして、財産隠匿と説明義務違反については認めなかったが、財産の処分があり、不利益処分だということで、免責不許可にした事例があった。

調査方法については、申立代理人からの報告書、管財人の聴き取り、23条照会や裁判所での調査嘱託、審尋期日を開いて審尋を行う方法が一般的かと思う。説明義務違反で免責不許可意見を出すような場合には、事実内容を確認するために免責審尋を行って調書を作った上で、判断をするように思われる。

この場合、調査の範囲、意見書の提出時期など、適宜裁判所に相談されたい。

(協議員)

判例タイムズ1342号、1403号の「東京地裁破産再生部における近時の免責に関する判断の実情」にかなり詳細な事例表がついていて、免責されている事例、されていない事例がかなり載っているので、参考になると思われる。

(協議員)

法人と代表者が同時に破産し、代表者は個人の事件については説明義務を果たしているのだが、法人事件では、財産に関する説明が曖昧で、財産隠匿が疑われるような場合、裁判所はその点をどのように考慮しているのか、また、管財人はどのように処理しているのか教示いただきたい。

(協議員)

代表者が破産していない法人の破産事件で、代表者が管財人に非協力的な上に、申立代理人が代表者をガードする事案を経験した。本件では公認会計士を入れて徹底した調査をし、代表者個人の財産から一部財団組入れさせた。このような場合は、代表者に説明義務を意識させるのは難しいと思った。

(協議員)

法人と代表者個人の両方とも破産している事案で、法人の破産申立ての委任をした数日後に、代表者が株式の売却を証券会社に依頼した事案があった。取引があった銀行にわざわざ別の普通預金口座を作り、証券会社へ送金するように指示をした。その後、証券会社の送金が遅れ、代表者と証券会社との間で交渉があったが、最終的に金が当該別口座に振り込まれ、代表者は、その別口座をすぐに解約し、現金で保管していた。その後、証券会社からのダイレクトメールをきっかけに、管財人が取引内容の照会状を送ったところ、株式取引が発覚した。それで、代表者に対し、株式取引の有無を質問したが、代表者がこれを否定したので、全証拠を突きつけて、その悪質性を追究した。結果、合計270万円くらい隠していたものを回収した。本件の場合、財団が回復しているから裁量免責相当か、それとも悪質だから免責不許可相当なのかと悩んだ上

で、虚偽説明と財産隠匿で免責不許可の意見を書いた。金を返して済むのであれば、説明義務違反とは、何なのかということになる。

(裁判所・本庁)

代表者が会社の財産について不実な説明をしたことが説明義務違反になるのかという点について、個人の免責不許可事由とすることは難しいが、会社財産が代表者に流れていないか追求するのは可能かもしれない。しかし、何も分からないと言われてしまうと、資料がないので、説明義務違反を問うのは難しいと考える。

(裁判所・尼崎支部)

基本的には本庁と同一の見解だが、聞いた話として紹介したい事例がある。代表者が会社の財産について説明しないことによって会社の財産の回収ができなくなる。そうすると、代表者個人に損害賠償責任が発生する。結果、代表者個人が損害賠償債務を新たに負ってしまい、それが自分の財産の毀損につながるという考え方もあるのではないかというものである。

(協議員)

ある裁判所の事案で、ある弁護士に相談したところ、代表者が法人の保証人になっているとすると、法人の財産の回収に協力しないということは、個人の事件の保証債務を軽減することに協力しないことになり、保証債務に関する説明義務違反の構成が立つのではないかというアドバイスを得た。

(協議員)

被害回復が図られているような場合に免責について不許可になるのか裁量免責になるのか。

(協議員)

そういう時は申立代理人の方に事情説明のために上申書等を書いてもらっていて、申立代理人の方である程度、前さばきをしてもらい本人が反省しているとか、その辺りがうかがえれば裁量免責相当という意見を出すのかなという感覚である。

(協議員)

私の経験でも、積極的に隠匿して、申し立てられた件があった。金額も多額で、経緯はともかく最終的に発覚して大部分が財団に戻る形になった。私としては、被害回復がされたので悩みはしたのだが、やはり管財人の立場としては、隠匿という性質と金額の大きさを考えて、免責不相当意見を出したが、最終的に裁量免責となった。

5 大型事件や複雑困難な事件について、長期未済事件の件数、事件が長期化した原因についての分析と情報共有の在り方について

裁判所において、長期未済（例えば、開始決定後1年半以上を経過した事件）となっている破産事件の件数はどの程度あるか。また、長期化している原因（例えば、破産財団に関する訴訟手続（否認権行使に関する手続を含む。）が係属、債権調査に関する手続の係属、換価業務の困難など）について統計的な分析を行っているのであれば、御紹介願いたい。さらに、かかる長期未済等の事件に関し、破産管財人と裁判所の間で事件に関する情報を共有する方法（破産規則26条1項の進行協議の開催など）について、実際の運用例などがあれば御紹介いただきたい。

（出題趣旨）

事件の長期化がどの程度あり、その原因がどのようなものであるかについて裁判所から情報提供がされることにより、今後の管財業務の迅速化に資すると考えるため。

（弁護士会）

（出題者）

長期化を予防、回避する取組があれば御紹介いただきたい。特に破産財団に関して訴訟手続等が係属すると、通常の訴訟であれば、一月に1回程度期日が入るので、それをきっかけに裁判所と情報共有があり得ると思うが、否認請求は、書面審尋が基本で、手続が間延びすることもあり、それを防止するために何か取組をされていることがあれば、御紹介いただきたい。

(裁判所・尼崎支部)

当支部で開始決定後1年6か月以上経過した事件が8件ある。8件いずれも関連事件待ち、訴訟の判断待ち、否認請求待ちというような状態である。裁判所と申立代理人あるいは管財人との間では、それぞれ事件の長期化の原因については情報が共有できていて、そのような事件についても3か月程度で債権者集会期日を入れて、その間の進行について報告いただいております、裁判所と管財人と申立代理人で、何か良い知恵ありませんか、という話をしているので、別途進行のための協議期日を設けることはしていない。

(裁判所・姫路支部)

姫路支部では、開始決定後1年半以上経過している事件は現在2件ある。この2件は、法人と代表者の関連事件で、不動産等換価すべき財産が多い一方で、開始決定後すぐに代表者が行方不明になって管財人が事情聴取等を行うことができず、管財業務を進めることが困難になったことが長期化の原因であったと思われる。現在、不動産の処分もめどが立ち、平成28年に2件とも終了予定ということになっている。この件に限らず、裁判所と管財人との間の進行協議に関しては、事案によって適宜行っている。

(裁判所・伊丹支部)

伊丹支部で現在係属している長期未済は2件あるが、法人と代表者の事件なので実質1件である。平成26年3月に開始決定したもので、主な長期化要因としては、法人の問題として3点ある。1点目として、労働債権者が非常に多数であり100人超であったが、賃金台帳等の重要な資料がなかったために立替払の業務に非常に手間が掛かったこと。2点目として、これは申立段階で判明していたが、破産会社が持っていた売掛金債権を二重三重四重に債権譲渡していて、債務者の方で供託をしたので、譲受人全員に対して供託金の還付請求権確認の訴訟を提起する必要があったこと。この訴訟は先般ようやく終わった。3点目として、倒産前後、主に倒産直前に、破産会社の口座からいろいろ使途が不明な出金があって、債権者にいろいろ弁済されているようだったこと。

開始後係属中の取組としては、3か月に1回の集会の他に、その訴訟に関

する報告が訴訟期日の度に提出されるので、1か月から1か月半くらいのペースで、裁判所の方で主に報告書の提出をきっかけに、電話で連絡をしたり、あるいは来庁時に面談をして対応協議をしている。特にそれ以上の進行協議というものはやっていない。

(裁判所・明石支部)

明石支部では、昨年末現在で開始決定後1年半以上経過している未済事件は1件だけ、1年7か月经過しているという事件があり、財団に不動産の共有持分があり、その換価に時間を要しているというのが理由である。情報共有の関係では、債権者集会が3か月に1度開かれるので、その機会と、その直前に出る報告書で行っており、それ以外に、進行協議期日を設けたり面談をすることはない。

(裁判所・本庁)

本庁では特に長期未済事件の統計的な分析は行っていないが、平成28年1月末時点で受理（破産申立て）から2年経過している事件は10件ある。いずれも破産財団に関する否認請求，訴訟（売掛金請求，請負代金請求等）により長期化している事件とその関連事件（当該破産法人の代表者個人，当該破産法人に対し破産債権を有し，相当額配当見込みのため配当待ちなど）である。

いずれもおおむね3か月ごとに集会を開催して、財団の換価状況，訴訟の進行状況等については、裁判所と管財人で共通認識を持って、適宜，期日間に進行方針等について裁判官，書記官及び管財人との間で打合せを行う形を採っている。

適正迅速な処理という観点からは、集会期日以外に定期的に面談を管財人との間でするというのも一つ方策ではないかという意見は出ているが、現時点で定期的な面談を行っている事件はない。ただ今後、不動産換価の方針（放棄の見込み・時期），売掛金の回収方針（訴訟提起の要否・放棄の見込み・時期），訴訟の進行状況（勝訴の見込み，和解のライン，敗訴の場合の対応等）については、随時，裁判所の見解等，早期の段階で相談いただき，一緒に検討し，共通認識を持っていくことが，進行管理として有効と考えている。

6 申立代理人のスキルアップの方策として、どのようなことが考えられるか。

(出題趣旨)

破産管財人を経験されている弁護士が申立代理人となる場合は、管財業務に配慮された申立てがされているが、申立代理人専門の弁護士については、否認対象行為や免責不許可事由があるにもかかわらず、漫然と同時廃止の申立てがされたり、従業員の解雇時の諸手続を行わないまま破産管財人に引き継がれたりするケースがある。

申立て→開始決定→破産管財人への引継ぎといった一連の流れが、適正かつ迅速に行われるためには、破産手続・実務について、申立代理人の理解を深める必要があると思われるが、個別事件における対応以外に有用な方策はないのか（破産管財人を経験されている弁護士による勉強会等）、御意見をお聞きたい。

(明石支部)

(裁判所・明石支部)

管財人経験のない申立代理人にとっては、管財人の立場から申立代理人に求めたいことが分かりにくいのかと思う。知識、経験を何らかの形で広める方法があればと考えており、具体的な方法につき御教示願いたい。

(協議員)

現状としては新規登録弁護士向けに破産事件がテーマの講義を1月、2月頃に行っており、これは管財事件の申立代理人業務も含む内容となっている。また過去には裁判所書記官による研修会を行ったことがあるので、必要があれば来年度でも、弁護士会と共催でもよいが、研修会をすることも考えられる。

(弁護士会)

弁護士会としても研修等いろいろ企画しており、倒産事件は参加者がいつも多く、熱心に研修会、講習に来ていただいている。事件につき具体的に問題

点があれば事前に連絡いただき、それを中心に講義をしていく方法もあると思う。弁護士会としても研修会等を積極的に行っていきたい。

(裁判所・尼崎支部)

尼崎支部では弁護士会阪神支部との間で年2回研修会を行っている。今年は管財人と申立代理人の役割をレクチャーしていただいた。一昨年は主任書記官から若手弁護士に対して同時廃止の申立書につき、裁判所はどう記載してほしいのかをレクチャーした。ただ、熱心な弁護士は研修会に出てくださる一方、そうでない申立代理人の方はなかなか顔を拝見する機会がないので、そこに頭を悩ませている。

(裁判所・姫路支部)

出題に対する回答とは異なるが裁判所の立場から気になる点は、倒産事件の申立書を見る限り、破産事件の経験の少ない弁護士からの申立てにおいては申立書や疎明資料に不備があったり、100万円以上の財産を保持しながら同廃事件として申立てをしてきたりすることである。また、裁判所に対して初歩的な法律相談のような問い合わせをするケースもあるのが実情である。

一昨年、弁護士会姫路支部と共催だったと思うが、倒産事件協議会で同廃申立てにおける留意点等について、弁護士の方々に御協力いただき講演会、意見交換等を行った。その前にも管財事件の処理等について行ってきた。

(裁判所・伊丹支部)

基本的には個別の事件を通じてしっかりと文献等を調査いただきスキルアップしていただくことが大前提である。最近はかなり細かい点までフォローされている文献もあるので、まずはそこできちんと調査いただく。

これ以外に伊丹支部では勉強会を昨年12月に開催した。裁判官1人、54期の弁護士をチューターにお迎えし、主任書記官も同席した。主に若手(50期代中盤以降から60期代)の十数人程度に参加いただき、管財人経験がある方・申立代理人経験のみの方が半々の顔ぶれで開催した。2時間程度で主に

管財業務について実際の業務を通じて困った点・問題点を五、六問取り上げた。直接申立代理人としての業務についての内容ではなかったが、申立代理人に管財人としてどのような観点で業務を行っているかを知っていただくことで好評だったかと思っている。

(裁判所・本庁)

本庁においては平成22、24年に若手弁護士向けに管財事件の勉強会を行ったようであるが、最近はそのような勉強会を開いていない。個別の事件において管財人、申立代理人に対応するほか特に行っていない。

(協議員)

管財事件で問題なさそうな申立ての場合、裁判所はそのまま管財人に引き継ぎ、特に何も言わないという運用をされているように思われるが、そうでない場合はそのままの状態を引き継ぐと管財人が非常に迷惑することが多いと思う。その場合、裁判所の方で申立代理人にかなりのものを要求されているのかどうか、仕分けをされているのかどうか。私の経験の中では申立代理人から困るなという引継ぎを受けたことはないが、他の弁護士に聞くと大変だったという人もいる。その辺りを裁判所が管財人に投げる運用というのでは大変なので、どういう役割分担・運用をしているのか実情をお聞きしたい。

(裁判所・本庁)

当庁の管財事件では、裁判所への疎明資料の提出を省略していただいている。法人の直近の帳簿書類、預金通帳等も写しは全く提出いただかないので、事前の十分なチェックは難しい。形式的な申立書・財産目録・おおまかな帳簿等の範囲で分かるところは事前に突っ込んで聞くことはある。詳細な資料は見ない前提で、まずは管財人に調査いただく運用に現在はなっている。

小規模な支部では同廃と同じように裁判所にも資料を出していただき最初に詳細に検討するが、そうすると開始決定自体が遅れてしまう問題はあると思う。ある程度大規模の庁では裁判所には詳細な疎明資料は求めずに、まずは管

財人に早期に引き継ぐ運用でやむを得ないと個人的には思っている。丸投げするようで大変申し訳ないところではあるが。

(協議員)

今回の出題とは若干ずれるかもしれないが、そもそもこれが破産すべき事案なのかという件で安易に破産申立てされているものも時々見受けられる。再生できる件でも破産申立てがされていることもあるので、破産すべきか再生すべきかの見極めの勉強会があつてよいのではないかと思う。

(裁判所・本庁)

勉強会の開催は望ましいと思うが、先ほども尼崎支部の話にあったとおり、来ていただける方は御自身で文献を読まれて調査されるし、自然にきちんとしていただくようになる。より有益ではあると思うが、勉強会の開催は一番苦勞する部分の根本的な解決には難しいのではと個人的に思う。

この協議会の終わりに弁護士会への要望事項を毎回出させていただいているが、破産管財人に対するものだけではなく申立代理人向けのものも幾つかある。裁判所としてこういう申立てをされると困るということを具体的な経験からお願いしているが、申立代理人のみの方にも弁護士会内で周知できる方策を何か講じていただければ、ある程度役に立つと思うのでお願いしたい。

(弁護士会)

レベルが上の方はますますレベルアップをする一方で、頑張ってください必要のある人にいかに頑張ってくださいかというところが、先ほど裁判官の話にあったとおり弁護士会全体として、管財業務、申立業務なりの信頼をいただくところだと思う。勉強会の質、方法もいろいろな種類を考えてできるよう委員会とも相談して検討したい。

## 7 破産裁判所による破産管財人の指導監督について

破産債権者の代理人として関与した事件において、第1回財産状況報告集

会前に破産裁判所及び破産管財人に対して調査要請、質問事項を示していたにもかかわらず、破産管財人から何らの報告もなかったという経験をした。

破産裁判所として、管財人に対して、どのような指導監督を行っているのか御教示いただきたい。また、どのような指導監督を行われるべきか意見交換を行いたい。

(弁護士会)

(裁判所・各支部)

債権者から質問、調査依頼があった場合、管財人にて調査の上可能な範囲で回答するよう、裁判所から管財人へお願いしているつもりである。ただ債権者からの質問・調査依頼が集会期日まで時間のないタイミングでされると管財人の調査が集会までに間に合わず、第1回集会期日ではなく続行期日での説明もある程度やむを得ない。債権者側で質問、調査依頼があれば集会期日まである程度余裕を見て提出いただければ助かる。

(裁判所・本庁)

本庁においてどのように監督しているかを説明したい。債権者集会期日1週間前までに管財人には業務要点報告書等の書類提出をお願いしている。提出された報告書等で管財業務の進行状況・内容を監督しているというのが主な状況である。チェックの際に不明な点・不備があれば更なる説明を管財人に求めているし、管財人から処理方針の相談があったり管財業務の現状や今後の処理方針につき認識の共通化が必要な場合は、適宜進行方針の打合せ、協議を行うことで裁判所は管財人を監督させていただいている。

御存じだとは思いますが、大阪地裁第6民事部では全件につき管財人と一、二か月に一度、定期的に面談し進行を進めている。管財人の業務遂行方法が不適切で業務に遅れがあればそういった方法を求めることもあるが、幸い本庁の管財業務ではそういった状況は見当たらず債権者集会期日ごとの報告で足りている現状である。

## 8 管財人OJTについて

- (1) 管財人OJTについて、次の点につき各庁及び管財人の御意見や実情をお聞きしたい。

ア OJT対象事件の範囲について

イ 指導担当者、OJT希望者と破産裁判所との連携

(出題趣旨)

現在、本庁及び尼崎支部、姫路支部で管財人OJTを試行しているところであるが、どのような事案がOJT対象事件として相当か、また、指導担当者、OJT希望者と破産裁判所との間でどのように連携していくのがOJTに有効か、実際に試行するなかで各庁や管財人が気付いた点や感じたことなどがあれば御意見をお聞かせ願いたい。

(姫路支部)

- (2) 現在、本庁、尼崎支部及び姫路支部において、管財人OJTがスタートしていると聞いているが、これまでの実践例や今後の在り方について協議したい。

(出題趣旨)

本庁・各支部でスキームが違っても聞いている。各地での実践例を把握することにより、今後の活用にもつながると考える。

(弁護士会)

(弁護士会阪神支部)

阪神支部では管財人OJTプロジェクトチームを作り定期的に破産係と協議しながらOJTを進めている。対象者はこれまで1件も管財事件の配填を受けていない、3年以上の弁護士経験・5件程度の破産申立て経験のある弁護士である。対象弁護士に前年度管財人経験のある弁護士の名簿を渡し、ルーキーが名簿を見て教えを乞いたい指導者を選び、ペアを作り裁判所に伝えることで

事件の配填を受ける。どちらを管財人、管財人代理にするかは事案にもよるが、基本的には配填を受けた弁護士側で決めている。現状としては指導弁護士を管財人とするケースがほとんどと聞いている。

従来であれば管財人初心者には配填できなかった事案を対象事件としていて、不動産任意売却がある事案も1件目に配填している。具体的な事件の進め方はできるだけルーキーに主体的にやってもらうが、弁護士の意欲・関わりの程度では修習生的な指導になり得るという問題はあると思う。

報酬に関してはそれぞれ弁護士間で協議して決めることにしている。今現在では管財人プロジェクトチーム内で試行的に1件行っており、それ以外に1件終了、2件が進行中である。

ただ管財人OJTを希望するルーキーが少ないことが新たに出てきた問題点である。ごく初歩的な通常1件目に渡す事案はOJTとは別に配填していること、事務所内で管財人代理が経験可能な事務所ではOJT制度を利用せずに管財人、管財人代理で進めていることもあり、OJTが本当に需要ある制度か今後確認が必要かと思う。

(裁判所・尼崎支部)

若干補足すると、尼崎支部の制度は、同じ事務所内で管財人代理経験をすることはないが将来管財事件をやりたいという若い弁護士に道を閉ざすのはよくないということで始めた制度である。その結果、それまでは管財を多く扱っていた事務所でもこんな事件も一人でできないのかと思われることを心配し、事実上事務所内で手伝っていたが正面からは若手弁護士を管財人代理にしていなかった事案があったようだが、このプロジェクトができたおかげでそういった事務所でも若手弁護士を鍛えるために正面から管財人代理として手続に加わってもらうということで、管財人代理の申立てが増えたという状況がある。

ただ他方でそういったケースが増えると、元々つてがない若手弁護士が対象なので、自ずと対象弁護士が減っていくという状況にあり、先ほどから説明

があったように、元々対象となる若手がいなかったかもしれないということを協議している段階である。

(弁護士会姫路支部)

姫路支部では平成27年4月より管財人OJT制度を始めた。裁判所・弁護士会司法対策委員会・担当役員とで半年協議し制度を作った。

OJT対象弁護士は最初の年は弁護士登録後2年程度がよいだろうと65期以上の者とした。それに加えて管財人経験がない者、OJTを希望する者が対象弁護士である。指導弁護士は、姫路支部内で司法修習生を担当できる弁護士登録後7年以上の者で2年以内に管財人を担当している者でかつ指導弁護士となることを了承している者である。対象弁護士に指導弁護士となることを了承している者の名簿を渡し、対象弁護士に選んでもらいペアを作る。ペアが見つからない場合は弁護士会の推薦委員会でペアリングをしている。ペアリングした名簿を弁護士会から裁判所に提出するが、今年は1年分として17組のペアの名簿を提出している。現在までに16件の配填があるので、年度内に名簿全てをクリアできる状況である。

対象事件は自然人・法人を問わずおおむね6か月程度で終了見込みの事件を配填しているとのことである。

主な指導内容は、事件が来たらOJT対象弁護士に記録を渡し、対象、指導弁護士間ですぐに面談を行い事件の方針を決める。基本的に対象弁護士が管財人で、指導弁護士が管財人代理になるが、事件の内容を見た時にチェンジの必要があると判断すれば裁判所と協議の上、管財人、管財人代理をチェンジするか決める。ただ現在までそういった申出はないとのことである。

対象・指導弁護士で面談し事件方針を決めた上で、対象弁護士が指導弁護士に適宜事件の進め方を相談し、指導弁護士はノウハウを教えたり、アドバイスをする形で進めている。指導弁護士は債権者集会用の経過報告書等の提出資料を事前チェックし、対象弁護士が裁判所に報告書を提出している。債権者集

会には管財人代理も都合がつくかぎり同席するという運用にしている。

事件終了後に対象・指導弁護士にそれぞれアンケートを実施し意見を裁判所で集約している。

対象・指導弁護士間の報酬割合は基本的には弁護士同士の協議によるとしているが、管財人・管財人代理の対外的責任は同等であることを踏まえ、姫路では5対5を目安としている。

(裁判所・姫路支部)

制度概要は弁護士会姫路支部から御説明があったとおりである。姫路ではOJT対象は自然人・法人問わず6か月程度で終了見込みという大まかな枠組みでやっている。比較的簡単と思われる事件を配填しており、結果としておおむね6か月で終了しているが、うち2件ほど予想外に換価がうまくいき配当となり6か月では終了しないものも出てきた。

管財人、管財人代理をされた方からアンケートをいただいております、10月で一回まとまったものを弁護士会にもお示しして、半年行った結果このままの状態が続けてよいだろうということで後半の半年に入っている。アンケートを見る限りでは若手の方からは好評いただいていると思う。実際の実務がよく分かった、報酬は要らないのもう一度やらせていただきたいとの意見もあった。一回限りという約束ではあるが、好意的に受け取っていただいているのかなと思う。ただ事務所が別の弁護士同士で組んだ時にコミュニケーションが少々とりにくかったという感想もあり、今後どうされていくかなというところである。

(司会者)

姫路、阪神支部でOJTをされた方はおられるか。

(弁護士会姫路支部)

今始まったばかりで1か月程度である。OJT対象者を管財人とし、私を管財人代理として始まったところである。

簡単な事件と紹介があったが私が見るところ回収業務・配当可能性ありの

複雑な要素もあり、一概には簡単であるとはいえない事件も混ざっている。そこは裁判所もよく考えていただいているのかなという印象である。

裁判所との協議の中でいくつかの事例を見たところ、別事務所でのペアの事案でも本当に勉強になったと詳しくアンケートに回答いただいていたりと、指導担当の弁護士もあらかじめ事件を受理して1か月以内に目標を立て裁判所に提出するが、その目標に応じて成果もきちんと書いてきているところがあり、楽しんでやっていただいているのかなという印象である。

尼崎との関係では、姫路は若手がOJT希望しないという状況ではなく、基本的に全員やってもらうことになっている。平成27年度は、58期の方で今まで管財人になり得たけど事務所の関係でなかったことのない人も希望されればOJTしてもよいという形に裁判所にしていただいたので、そういう人にもペアリングしたことで、まんべんなく回っているという印象である。

(弁護士会神戸本部)

本庁はまだ試行段階で、司法制度調査会のメンバー・倒産報告会のメンバーを中心に裁判所との間でOJTプロジェクトチームを作り、二、三か月に1回、検討を重ねている。

前回の管財人協議会でも少し御説明したとおり、去年4月から試行段階に入り、スキームを言えば、若手弁護士を管財人、指導弁護士を管財人代理とし、対象者は62、63期で、指導弁護士は試行段階のため49～58期の6人の候補者名簿を作り順次担当いただく。対象事件は尼崎・姫路とは違いかなり限定されていて、自然人かつ異時廃止見込み、複雑困難で長期的に時間を要する換価業務がないという3要求を満たす必要があるのでかなり事件は絞られてしまうところはある。

就任依頼方法は裁判所が機械的に打診するということであるが、利害相反があるとか別事件で管財人代理・管財人候補者が厳しく争っているということでおおよそ指導が期待できない場合には、別の弁護士をふることを予定している。

指導内容については、相談に応じたり書類のチェックを行うが、債権者集会期日の出頭は任意である。対外的な管財業務は基本的には管財人が行っていくが、管財人代理という地位があるのでその立場に応じて誠実に対応していくことになっている。尼崎・姫路支部とは違い、報酬は10%と10万8,000円の少ない方である。

事件が絞られていることもあるかもしれないが、4月から現在までで配填は終了済みの2件のみである。終了後は管財人・管財人代理からアンケートに回答する。今のところ2件とも好評と聞いている。最初の案件を担当された弁護士に感想等を一言いただきたい。

#### (O J T担当した弁護士)

O J T試行の1件目で指導役の管財人代理を担当した。私の担当の方は選任1回目の62期だったので、弁護士経験としてはそれなりの期間を経ておられるが、今まではほぼ管財業務に触れたことがなく、管財業務の進み方はほとんど御存じなかった。したがって指導内容としては極めて初歩的な内容から行った。管財人の打診が来たらどうするか、記録の副本を受け取ったらどうするという類のことから始まり、開始決定をしたらどんな発送業務をするか、日程調整、引継ぎ準備ということはある程度リストアップして面談を行い、書類も渡し指導をさせていただいた。引継ぎは立ち会うかどうか考えたが本人にやっていただいたほうがよいという判断の下に、準備部分を相当綿密に協議した上で引継ぎには立ち会わなかった。

案件は自由財産拡張が99万円を超える事案だったので、申立時と開始決定時の評価がずれるところもあり、多少考えていただく必要があり、20万円でおしまいという事件ではなかった。先ほど集会への出席はどちらでもよいとの話だったが私は出席させていただいた。第1回集会までの間もスケジューリングの仕方等もアドバイスさせていただき、管財人になった方なりにエクセルで行程表を作ってみたりとかなり工夫はされていたように思う。裁判所でも面

談等をしていただいたようで、結果的にはきちんと仕事をされていた印象を持っていただけたと思う。

(裁判所・本庁)

平成27年4月から試行を始めているが、現在までに行ったのは2件である。いずれも自由財産拡張の問題はあったが、それ以外に特に財産の換価という問題はなく、第1回債権者集会期日にて異時廃止で終了した事案である。

今後は現状を踏まえ、どのようなOJTの在り方が相当なのか引き続き協議していきたいと考えている。

(協議員)

管財業務で若手の弁護士を育成するということはよいことであると思うが、管財業務は、事務員の協力がなくとうまく進まないところがある。

これは意見になると思うが、同じ事務所であれば一緒にできるが、別の事務所の弁護士に指導する場合は、できるだけ事務員も含めた方がよい。私が管財業務をする時は担当事務を決めて引継ぎ・事情聴取等に立ち会ってもらい円滑な管財業務を進めることを考えてやっているの、できればそういったことも取り入れたらいいのかなと思う。

(協議員)

本庁では対象者が62、63期とのことだが、今は何期くらいまでの弁護士に管財事件が回っているのか。

(裁判所・本庁)

管財人候補者名簿への登載は、本庁では弁護士経験5年以上で希望する人ということで、63期から管財人候補者として把握、依頼をさせていただいている。

(裁判所・本庁)

尼崎・姫路では同じ事務所内のペアが実際多いのか。

(裁判所・尼崎支部)

同じ事務所内のペアがないわけではないが、先ほど申し上げたように尼崎は同じ事務所の弁護士が管財事件をやっていないけどやりたいという人が対象なので、基本的に同じ事務所の弁護士が管財事件をやっている人はこの制度ではなく管財人代理なりでやってくださいという仕分けをしているつもりである。姫路はそういう仕分けはしていないのか。

(弁護士会・姫路支部)

姫路では今年ペア名簿で17組出ているが、うち9組が別事務所の弁護士でペアを組んでいる。先ほど裁判所のアンケートで連絡が取りにくかったというのはあるのかもしれないが、おおむねトラブルなく進んでいると思われる。

(裁判所・姫路支部)

連絡が取りにくかったというのは単純に事務所が違うからということだと思うが、特にトラブルがあったとは聞いていない。

別事務所で組んでおられる方も結構おられるので雑談で聞くと、お一人で二人分別事務所の方を引き受けていただいている方もいるという状況である。

(司会者)

管財事件は減少傾向にあると思うが、経験上本来管財事件になるべきものが同時廃止で申し立てられたり、同時廃止の事件でも管財人に調査してもらう必要があるものがあったり、ということを結構目にする。そのような場合、調査義務、業務を本庁の基準に照らしてもOJTでやるのが適当ではないかという案件も結構あるので、その辺りを弁護士会と協議し運用を見直すことも検討していきたいと思う。

(弁護士会長)

OJTは、若手の経験のない人に経験いただき管財業務をやっていただく公平な機会を与えるという面、教育という面で意義があるのかなと思う。先ほど、司会者からも話があったように、給源を確保するという面では、事件数が減っているのに若手を育てる意味はあるのかという問題はある。ただ、調査が

必要な事項・従来管財事件になっていない事項を管財事件に移行するというような方向性の中でOJTが必要であれば、給源確保という意味で必要だということなので、そういう面からも弁護士会がどのように協力していくのか協議しながら考えていきたい。